

財務諸表に対する注記

○重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券で市場価格のあるものについて、期末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)によっている。
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
先入先出法による原価法によっている。
- (3) 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産／建物附属設備、造作、什器備品・・・原則として定率法による減価償却を実施している。
無形固定資産／システム開発費、商標権・・・定額法による減価償却を実施している。
- (4) 引当金の計上基準
貸倒引当金・・・法人税法の規定による法定繰入率により計上している。
賞与引当金・・・賞与算定の基礎となる平均賃金に、平均支給倍率を乗じて算定した金額のうち、当期の支給対象期間に属する部分の金額を計上している。
退職給付引当金・・・従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく期末要支給額により計上している。
- (5) リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (6) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっている。ただし、資産にかかる控除対象外消費税等は発生事業年度の費用として処理している。

○会計方針の変更

- (1) 当期から「公益法人会計基準」(平成16年10月14日 公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申し合わせ)を採用している。
- (2) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産の償却方法は、新定率法及び新定額法を採用している。
この変更による財務諸表に与えた影響は軽微である。